

## 第17回鷹巣阿仁地域合併協議会会議録

1. 開催日時 平成17年3月11日(金) 午後3時から4時21分まで

2. 開催場所 鷹巣阿仁広域交流センター講堂

### 3. 議 題

#### (1) 報 告

報告第40号 使用料、手数料の取扱いの具体的調整について

報告第41号 建設関係事業の取扱いの具体的調整について

報告第42号 平成16年度鷹巣阿仁地域合併協議会予算の執行状況について

出 納 監 査 報 告

報告第43号 専決処分対象の条例(一覧)の報告について

報告第44号 市長職務執行者選任の報告について

#### 4. そ の 他

(1) 新市誕生の広告(新聞広告)について

(2) 新市ガイドブックの発行について、ほか

#### 5. 出席者の状況

##### 出席委員

秋田県地域振興局長 石 井 護

鷹 巣 町 長 岸 部 陸 鷹巣町議会議長 清 水 修 智

鷹巣町議会議員 簾 内 順 一 鷹巣町議会議員 千 葉 文 吉

鷹巣町学識経験者 今 野 實 鷹巣町学識経験者 檜 森 正

鷹巣町学識経験者 和 田 テヱ子

合 川 町 長 佐 藤 修 助 合川町議会議長 佐 藤 吉次郎

合川町議会議員 吉 田 芳 雄 合川町議会議員 和 田 三九郎

合川町学識経験者 成 田 道 胤 合川町学識経験者 小笠原 聡

合川町学識経験者 鈴 木 孝 子

森 吉 町 長 松 橋 久太郎 森吉町議会議長 庄 司 憲三郎

森吉町議会議院 桜 井 忠 雄 森吉町議会議員 春 日 一 文

森吉町学識経験者 佐 藤 金 正 森吉町学識経験者 畠 山 慎 咲

森吉町学識経験者 片 山 信 隆

阿 仁 町 長 濱 田 章 阿仁町議会議長 山 田 博 康  
阿仁町議会議員 山 田 賢 三 阿仁町議会議員 小 林 精 一  
阿仁町学識経験者 佐 藤 昭 春 阿仁町学識経験者 三 杉 営 子  
阿仁町学識経験者 菊 地 忠 雄

欠席委員 な し

## 6. 会議の経過について

司会： どうもお待たせ申し上げました。ただ今岸部町長さん、会場の方に入られて  
ございます。それでは、これより皆さまにご案内の第17回目の鷹巣阿仁地域合併  
協議会をはじめさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、岸部会長からご挨拶がございます。

岸部会長： 皆さん、今日は中学校の卒業式がございまして、遅れましたことをまずお詫  
び申し上げます。

私たちのこの法定協も26回目となりまして、いよいよ今日が多分最後になると、  
こう思っておりますけれども、おかげさまでどこに行きましても「順調に進んだね」  
と言われております。本当に皆さんたちのご協力、ありがとうございました。

今日、又、残された問題がありますが、これにつきましては慎重に審議いただき  
まして、よりよい市を目指したいと思っておりますから、よろしくご審議ほどをお願いし  
たいと思っております。ありがとうございます。

司会： それでは恒例によりまして、皆さんの出席状況についてご報告申し上げます。

ごらんのとおり欠席者一名もございません。29名の皆さま全員の出席というこ  
とでございます。大変ありがとうございます。

それから、続きまして資料の方の確認ですが、冒頭、お詫び申し上げます。委員  
の皆さまに郵送で前もって資料差上げたところでございますが、本日テーブルの上  
にもあげてございます報告第42号の予算関係につきまして、今日、テーブルの上  
にお渡しているものと、大変恐縮ながら差換えて下さるようによろしくお願い申し  
上げます。頁の途中に記載ミスがございましたので、差換えてということをお願い  
申し上げます。

それでは、事前にお送り申し上げました資料は、本日の次第と報告第40号 使  
用料手数料の取扱いの具体的調整について、それから41号の建設関係事業の取扱  
いの具体的調整について、ただ今申し上げました42号の16年度の協議会予算の

執行状況について、合わせて出納監査報告書も入ってございます。

それから、本日テーブルの上にお渡し準備した資料でございますが、第43号専決処分対象の条例（一覧）の報告ということでございます。つづいて、44号では市長職務執行者選任の報告ということで、ペーパーを差上げてございます。

それから、その他事項でございますが、後ほど、ご説明申し上げますが、新市誕生のガイドブックということで、出来上がった物でございますけれども、そちらの方、皆さまのテーブル方に差上げてございます。以上でございます。よろしく今一度確認のほどお願い申し上げます。

それでは、これより議長から会議の方を進めて頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

岸部会長： それではさっそく会議に入りますが、その前に、先ほど26回と、これは4町長会談の回数でございまして、申し訳ございません。本日は第17回の法定協でございます。よろしくお願いいたします。

それでは協議に入る前に本日の会議録署名委員をお願いいたしたいと思っております。開催地の委員で2号委員と3号委員の方々に決めておりますが、2号委員から千葉文吉委員と3号委員からは檜森正委員をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

岸部会長： それでは、さっそく報告第40号 使用料、手数料の取扱いの具体的調整につきまして、報告をお願いいたします。事務局、説明願います。

事務局： それでは、報告第40号 使用料、手数料の取扱いの具体的調整について、ということで次の頁を開いて下さるようお願いしたいと思います。

これは観光施設の使用料ということで、今まで協議してきた中で具体的な内容ということで、こういうふうにするということでございます。湯ノ岱温泉の入浴料は現行のとおりとする。森吉山荘の日帰り入浴料及びクインス森吉の入浴料は、大人400円（消費税込み）とし、森吉山荘、クインス森吉の子ども入浴料が200円（消費税込み）とするというふうに具体的内容を制定した次第でございます。よろしくお願いしたいと思います。以上のとおり報告いたします。

岸部会長： それでは、これでよろしゅうございますか。報告でございますけれども。

はい、どうぞ、小林委員。

阿仁町小林委員： 二点ほどお伺いいたします。

法定協の最終日にこの種の使用料が出たということは、この施設のやはり抱えている他のこれまでの公共施設の使用料と違う、そういう異質のものがあつたと理解しています。

なかなか決めがたい、というのは、この施設、うちの方の打当温泉またぎの湯の場合は第三セクでございます。常に経営、採算性を追求される施設です。今回、森吉山荘とクインズがまたぎの湯と統一して400円となりましたけれど、これで、例えば森吉山荘とクインズ、これから歳入がやっぱり減になっていることが先に見えてくるわけです。先般、この種の三セクに対しては、法定協では今後は独立採算性を厳しく追及していくと言っていますから、それとは若干逆行している、つまり、山荘とかクインズの収入が減になるということは、採算性にかなり影響していることからすれば、そして、この種の観光施設というのはその施設の中味も違うし、それから三セク経営の概要も違いますので、このように料金を画一化するというのは、どういうことかと思って、独自のやっぱり料金あつてしかるべき、と思っていますけれども、その点つまり一回は前回法定協では三セクとかこういう場合はあくまでも独立採算制を追及する、できれば公的支援は避けたいというふうなことを確認してありますので、それに加えて今回は入浴料が減るというふうなこと、経営に大きく影響しますので、そこに逆行するというようなこと。この種の施設は画一的な料金設定はどうかということ。もう一つ、この調整の段階でこの施設に最も深くかわりあっている人に意見を徴したかということ、そののところをご説明いただきたいと思います。

岸部会長： はい、分かりました。それでは事務局の方で、意見を徴した時のことをご報告願います。

事務局： 観光部会長の柴田です。ご質問の件ですけれども、なぜ今の時期かというのは、一点ですけれども、それは入湯税を日帰り入浴客より入湯税を徴したいという事が前回の合併協で決まりましたので、そのことを受けて、再度、温泉の入浴料について協議したところであります。後、最後の意見を聞いたかということですが、私は森吉町観光開発公社とまたぎの里株式会社に確認してこのように決定しました。あと値下げということでありましたけれども、森吉山荘の入浴料は465円というのには入湯税が入っていますので、実質入湯税がなければ森吉山荘は315円、クインズ森吉は300円、打当温泉またぎの湯は250円になる訳であります。結局、お客さんからもらうお金は下がりますけれども実質値上げということになります。

ですので、値上げ分によって管理している公社とかまたぎの里観光の自立経営を

目指すということで、その為に実質値上げした訳であります。以上であります。

岸部会長： よろしゅうございますでしょうか。他にございませんでしょうか。

はい、どうぞ。山田委員

阿仁町山田(賢)： 阿仁町の場合は、設置条例というのがあったわけです。その場合に施設の使用料というふうに条例は出来上がっているわけです。従って、使用料金としてなんぼという金額が定められておった訳です。ここで、今回の調整の具体的な内容を見ますと、今度は入浴料という表現になっていますので、条例が市になった場合に、条例は入浴料というような使用料の徴収になるのか、若しくは今までのように施設の使用料という形になるのか、その点をお伺いしたいと思います。

岸部会長： それでは、ご説明下さい。

事務局： 合併後の条例は、使用料になります。

阿仁町山田(賢)： それと、もし使用料になるとすれば、この具体的な調整内容の入浴料という表現しないで、使用料と、こういうふうにされた方が条例との係わりにおいて、私は正しいじゃないかと、こう思いますけれども、事務方はどういうふうにお考えになりますか。

岸部会長： いかがですか。用語を統一された方がいいと思いますけれども、入浴料と施設の使用料と。

事務局： 調整班の金でございます。条例の整備にあたりましては、従来、施設の場合は使用料でございましたけれども、管理委託をしている場合は条例の統一を図る意味で利用料に改めさせていただきます。それにつきまして、さらに入浴料は入浴料というふうに統一してございます。今の条例の整備上では、当初は従来の方で利用料というそういうのを定めてございましたけれども、今の統一方針としましては管理委託を行っている場合は、殆ど、すべて利用料に改めさせていただきます。

岸部会長： そうしますと、今の入浴料も利用料というふうなことになるわけですか。ちょっと打ち合わせ中で、お待ちになって下さい。

阿仁町山田(賢)： 私は、条例が使用料として制定されるものだとすれば、ここの今日の

この調整の具体的内容も入浴料という言葉を使わないで、使用料はこうなりますよと、こういう表現していただいた方が新たにできる条例との係わりにおいて正しいじゃないですかと、こういう意見なんです。私は。

岸部会長： はい、分かりました。チョットお待ち下さい。事務局の方で。

事務局： 大変説明不足でございました。施設に関しましては、施設の利用料金でございますが、その中の入湯に関しまして入浴料ということでございます。

岸部会長： よろしいですか。利用料の中の入浴料というふうなこと、というようなことでございますが、山田委員さんは、それで納得いたしましたか。

阿仁町山田(賢)委員： 納得できませんけれども、条例が使用料となれば、風呂に入らない人から入浴料、400円取れますか。そういうまどかしいというような形で調整すべきではないと私は思うわけです。従いまして、使用料なら施設の使用料だとして400円いただくと。そういったこと今度は入浴料、風呂に入らない人から入浴料取れますか。そういうようなことがあれば困るから、一本にした方がどうでしょうかという私の意見なんです。そうすれば、条例は使用料になります。又、今日は入浴料だとかということで、なにか事務方で説明されていますが、チョット理解できない答弁なので、そこを調整して下さい。

岸部会長： もう一度はっきり事務方の説明下さい。

事務局： 施設につきましては、利用料というところでございますけれども、その中で宿泊料金もございます。休憩料もございます。その中でそれぞれの個別をみた場合、入浴の場合は、入浴料という内容でございます。

岸部会長： よろしゅうございますか。それでよろしいですか、使用料。利用料の中には入浴料が別にあるということです。施設利用料といったふうなことでございますから、よろしいですか、それで。

(はい、の声あり)

岸部会長： それでは、そのように決めさせていただきます。

岸部会長： それでは、次に入りますが、次の報告第41号につきまして、説明下さい。

事務局： 41号をごらんになって下さるようお願いします。次の1頁です。1頁の中で調整内容、ここに横書きのアンダーラインがあります。調整の内容をこういうふうにしたというふうなことでございます。これが直ちに道路占用料の額が引き上げられる道路占用者について、その負担を緩和するための経過措置を講じるというので、一段と具体的な内容の右側の方に道路法施行令別表「乙地」の表があります。これに伴って県でも一部条例改正を行っておりますので、新市もそれに沿って乙地にするというふうなことでございます。

その為に、経過措置を講ずると、経過措置については上の方に書いているとおり平成17年度は改正前の4町の道路占用料徴収条例の規定を適用して算定した当該継続占用に係る1年当たりの占用料の額に1.1を乗じた額と。2年目についても、平成18年もそれに係る関係で1.1を乗じた額と。ただし、上記の金額が改正占用料額を超える場合は、当該改正占用料額とすると、いうふうなことで具体的調整内容を設定した次第であります。以上で報告を終わりたいと思います。

岸部会長： ただ今の41号につきまして、質問ございませんか。

(なし、の声あり)

岸部会長： なし、という声がございますので、それでは、これはそのように認めさせていただきます。

岸部会長： つづきまして、報告の第42号につきまして、平成16年度鷹巣阿仁地域合併協議会予算の執行状況について、を報告下さい。

事務局： それでは、報告第42号でございますけれども、このとおり、委員の皆さまご承知のとおり3月21日の合併協議会の解散と同時にその予算も会長による打切り決算という処置をしなければなりません。

決算報告も最終的に新市の監査委員の報告を受けてからでないといけない状況となります。従って合併協議会が解散しないうちに途中の段階ながらも予算の執行状況をお知らせしながら、合わせて、この出納監査を受けたということでご報告するものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、資料の2頁をお開きになって下さるようお願いします。

こちらの方は、3月1日現在の歳入状況の概要であります。予算の総額である40,063,000円に対しまして収入済みとなっているのは35,061,113円でございます。

県からの補助金が5,000,000円、未納となっておりますけれども、これは来週中には口座に振込まれる予定でございます。

つづいて3頁でございますけれども、歳出に方でございます。ごらんのとおり総務費、事業費、予備費の支出済み額が32,178,165円で、差引残額はごらんのようになっております。従いまして、3月1日現在の歳入歳出差引額といたしましては、2,882,948円が通帳に記載されて残っております。

つづいて、4頁に移りたいと思います。この4頁の方は歳入の事項別の明細となっております。負担金は4町の負担金の合計です。県支出金は法定協議会を組織している各役場の合併事業への補助金となっております。

繰越金は、協議会の15年度決算からのもので、諸収入は任意協議会から残預金として預金、利子等を含めております。

各項目とも当初予算に補正予算を加えた予算の現在額としてその流れを示しております。合わせて調整がなされ収入済みとなっておりますので、その額をそれぞれ示しております。

つづいて5頁と6頁になりますけれども、歳出の予算の減額でございます。これは当初予算、補正予算に流用予算を加えたものとなっております。総務費、事業費及び予備費ともごらんような各科目の予算額に対しまして、それぞれ支払い済みの歳出金額が載せております。

6頁の下の欄をごらんになってもらいたいと思います。いずれ予備費を含めまして現在の予算残額は7,884,835円となっております。

合併協議会の解散となる3月21日までは支払いをつづけ、この予算残額も変わっていくこととなりますが、今日現在においてその途中の段階の状況であると、いうことをあらためて申し上げたいと思います。冒頭に申し上げましたとおり、3月21日をもって歳入、歳出を打ち切って決算を行った後で、新市の議会において、選任の同意を得た新しい監査委員の監査を受けて、委員の皆さまには最終的な16年度の協議会の歳入歳出決算書を送付するということになります。尚、決算後の予算残額は合併協議会の残余金として、新市の16年度暫定予算の歳入に組み込まれます。又、協議会解散後に債務が発生するもの、例えば電気料とか電話料と、こういうものが決算後の処置となりますので、支払い行為は新市というふうになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上が報告でございます。

岸部会長： ただ今報告されましたが、いかがでございましょうか。なにかご質問等ありませんか。

(なし、の声あり)

岸部会長： よろしゅうございますか。

事務局： それでは議長、庄司監査委員の方から出納監査報告について、お話しが  
ありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

岸部会長： それでは、よろしくお願ひします。庄司監査委員、お願ひします。

庄司監査委員： それでは監査委員からご報告をいたします。

監査は3月4日に行われました。今回の監査の対象でございますが、事務局の方  
から先ほど説明がありましたように3月1日現在までの収支、いわゆる出納の監査  
という形で実施をさせていただきました。

監査結果であります、報告書のようになりますので朗読をさせていただきます。

朗読をいたします。平成16年度鷹巣阿仁地域合併協議会出納監査報告書

平成16年度鷹巣阿仁地域合併協議会の平成17年3月1日までの出納につい  
て、現金出納簿、預金通帳、予算差引簿及び支払い伝票等を精査した結果、その出  
納事務は適切に処理されており、内容も真実であることを認めます。

平成17年3月4日

鷹巣阿仁地域合併協議会会長 岸部 陞 様

鷹巣阿仁地域合併協議会監査委員 平 川 忠 夫

監査委員 春 日 隆 治

監査委員 庄 司 直 紀

以上でございます。

岸部会長： ありがとうございます。ただ今監査報告もございましたが、42号はそう  
いうことでよろしゅうございますか。

(はい、の声)

岸部会長： それでは、そのように決させていただきます。

岸部会長： つづきまして、報告第43号 専決処分対象の条例(一覽)の報告について、  
をお願いいたします。事務局の方から説明お願ひします。

事務局： 皆さまのお手元の方にあります、今回3月22日合併に伴って22日に行われ  
る専決処分の対象の条例でございます。

全部で279件があります。それらを、各題名ごとにお手元の資料に載せておる

わけでございますけれども、これについて、現在作業した段階で279件あるというものを報告したいと思います。以上でございます。

岸部会長： 事務局から報告ありましたが、何かこれにつきましては、ご質問ございませんか。279あるというふうなことで。よろしいですか、これは。議員の皆さんたちは、今度新市において、市議会でいろいろもんでもらうこととなりますが、よろしいですか。

(はい、の声あり)

岸部会長： それでは、そのように決めさせていただきます。

岸部会長： それでは、その次につづきまして報告第44号 市長職務執行者の選任について、の報告をいたします。事務局の方からお願いいたします。

事務局： 報告第44号の北秋田市長職務執行者の選任について、次の頁をごらんになって下さるようお願いしたいと思います。

3月9日、4町長の会議をもちまして、合意されまして執行者が選任されました。

それでお名前は、北秋田市長職務執行者については、合川町の佐藤町長さんと、いうふうなことになりますので、よろしくお願いしたいと思います。

岸部会長： 以上のように、4町長の間で決しました。よろしゅうございますでしょうか。

(はい、の声あり)

岸部会長： それでは、そのように、佐藤町長さんにはお願いいたします。

岸部会長： それでは、本日いただいた案件につきましては全て終わりましたが、その他といたしまして、事務局の方からありましたら。はい、どうぞ。

事務局： その他の一つ目でございますけれども、新市誕生の3月22日、朝刊の中で、魁、それから秋北新聞、県北新聞、大館新報、北鹿新聞の各新聞社で合併の特集号が掲載されるというふうなことでございます。

それから二つ目でございますけれども、皆さまのお手元にいつている北秋田市ガイドブック、これは3月16日に4町の1万7千世帯に配布する予定でございます。

今まで、分科会、専門部会で協議なされ、そして合併協議会でなされました協定項目の細部について具体的にまず決まったものを、3月22日から窓口サービスを

展開する上で確定したものを載せています。こういうふうな状況で新市の本庁、それから各支所、それぞれの住民サービスを含めての対応については、こういうふうな形になりますと、いうふうなことで明示している予定でございます。

それからもう一つでございますけれども、現在、募集しています新市の市章でございます。先月の14日から募集したところ、現在まで全国各地から360点をいただいております。今月の16日が締め切りになりまして、この選定については新市の中で行われる予定でございますけれども、現在の時点でこのくらいまできているというようなことをご報告したいと思います。以上でございます。

岸部会長： ありがとうございます。事務局の方からのその他のついてのいろいろな報告が三つばかりありましたけれども、皆さんたちから何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。山田委員。

阿仁町山田(博)委員： 新市以降後の職員の人事異動に関して、大変新聞紙上でお騒がせした件で恐縮でありますけれども、うちの方の町長からも、おそらくお願いされていることと思いますけれども、一応、うち方の支所長人事が白紙撤回なったということがありまして、その空白がされるとうちの方でも困る訳ですから、いろいろとその大変だと思うのですけれども、遅滞なく発令をしていただきたいということ、これはあくまでもお願いでございますけれども、合併に伴う総合支所ということになりますれば、各支所長は地元出身者をあててございますので、その面のご配慮をいただきながら即急な発令をお願いしたいと思います。

岸部会長： 分かりました。

阿仁町長： 前に北秋田市の人事の内示がございまして、その内示の件について、事務的な手続きがまだすまないうちに内示が出てしまって、これは私の事務的な手違いだと、今そう考えておるわけでございますが、そのようになって手違いでもって、内示がなされてしまったわけでございます。これは手違いですまないものでございますので、このことについては白紙にして頂きたいと、こう、まずいたしまして、阿仁町の方の議会ではそのことをお話し申し上げた、こういうことでございまして、現在、阿仁の支所長は空白になっておるわけでございます。ただ、新市が発足いたします3月22日からは、これが支所長も代行になるか、これはチョット分かりませんが、兼務になるか分からないんですが、支所長の、これが職務が遅滞なく、やれるような体制を一つつくりたいと、こう思っておるわけでございますので、これも阿仁町だけの問題になるかもしれませんが、事務局の方と連携を十分にとりま

して、そうして支所長職務が遅滞なく執行できるような体制を作ってまいりたい、こう考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

岸部会長： 他にございませんでしょうか。それでは、小林委員、どうぞ。

阿仁町小林委員： 14日の内示に伴って、翌日、各社全紙の紙面をさいて678人の異動内示公表になりましたけれど、たまたま、今うちの方の議長がいったようにうちの方の支所長をめぐって物議をかもしだしまして皆さんに大変迷惑かけていますけれど、できれば新しい市の発足、22日の時点で支所長があって、明確な職務体制でスタートをしてほしいというのが、我々議員を含め町民の願いなんです。それを本当の常道だと思います。なぜそこだけが空白になるのかわからないですね。その点はやっぱり今の職員の中に優秀な職員がおります。支所長にふさわしい人も、その点を十分に介して下さい。町民のやはり声だということを新市で認めてほしいと思います。

それから一つお伺いしたいのは、耳慣れない職制があったが、副主幹というのが、あれがあるかぎりにおいては主幹もあるのかというふうなことですけれども、副主幹に位置付けされた阿仁の現在の職制というのは、主席課長補佐と課長補佐と主席主査の一部入っているわけですね。だとすれば、今の段階でその職階制とか明確になっているのか、職務が明確になっているのか例えば部長の次に課長があって主幹があって、副主幹という形でいくのか、そのへんの職務のそういう体系が明確に出来たことであれば、若干でもいいから、この機会に説明していただければ、出来なければ出来ないで結構です。

岸部会長： 職階制はできておるわけですけども、それ発表といいましょうか。だせませんか。どっかに出ていますか、今の資料の中に出ていたらご紹介下さい。事務局

事務局（今畠専門部長）： 部会の方から説明を申し上げますが、今度、北秋田市の一般職の職務に係わる職務の級という、給料表の給与の関係でございますが、ごく簡単に申し上げますが1級から9級までなります。それで、1級の方から申し上げますが、1級、2級の職名が主事になります。それで、3級、4級が主任になります。それから5級が主査になります。それから、6級が主席主査と副主幹という二つの職名がここに入ります。それから7級につきましては参事、主幹と二つの職名が入ります。それから8級が課長職でございます。9級が部長、局長、消防長という三職がここに入る訳ですが、今申し上げたのは主な職名でございますので、保育士の場合とかということとなると、今度主任の保育士とか、そういうものがつきますので、

今申し上げたのは主な職名というとらえかたをしていただきたいと、こう思います。

岸部会長： よろしいですか。それは資料としてはついてないわけですね。資料としては中に入っていない、そうですか。はい、どうぞ。小林委員

阿仁町小林委員： お伺いしますけれど、そうしますと、14日に内示の時点でそれぞれ個々についてあった職名というのは、22日の段階では変るという理解でいいですね。いいですか、それは公表なるものかな、そういう職名に人を張付けていくということはないですか。

岸部会長： 14日に発表されたものがある可能性があるということですか。

事務局（今畠専門部会長）： それは、今チョット小林さんの質問の内容がチョット分からなかったものですから。内示した時点の職名は基本的には3月22日付けの本辞令と変りございません。

岸部会長： よろしゅうございますか。他にないでしょうか。はい、どうぞ。山田委員

阿仁町山田(賢)委員： チョットお伺いしますけれども、私たち議会に報告するには支所は総合支所になりますと、こういう説明をしておいた訳なんです。ところが合併協議会に出ている資料も見てきました。そうしたら最初に出たのはやはり今まで各町にある支所になるところは総合支所として行政の執行を図るのだと、こういうふうに書かれてあった訳。ところがいつの時点でこの総合という字が消えてここに出ているのは総合という言葉がなくなってしまったわけです。それで、県外の新聞報道を見ますと、やはり総合支所と、こういうような名称を使っているところがあるわけなんです。そこで事務方にお伺いしますけれども、この事務方の権限で総合という言葉、字句を抹消したのかどうか、そこらの経過を、我々は今まで総合支所になりますと、こういう名称になりますということを地元では報告しておいた訳ですが、その点についてお尋ねしたいと思います。

岸部会長： はい、それでは事務局の方から。総合支所ということは。

事務局： これは総合支所方式を採用すると、ということでずーときたわけです。ですから、その方式ですので、あくまでもそういう総合をつけなくても、何々支所というのが一番適確だろうというので、支所になっておるわけでございます。

岸部会長： ご理解できましたか。もう一度なにかご質問ありましたら、どうぞ。支所という名前ではあるけれども、機能としては総合だと。何かありましたら。はい、どうぞ。山田委員

阿仁町山田(博)委員： さっきの小林さんの質問の関連ですけれども、今日のその一部報道、地方紙見ますと、その職員のそのようするになんていいますか、職級の扱いで、4 町の中で議長である岸部町長の答弁載っていますけれども、なんかいろいろと職員間でチョット意見の展開があるというような事が載っているんですけれども、差支えなかったらどういうことなのかということと、ただやっぱり僕は基本的な考え方だけでまず僕の考えとして、前々言っているわけですけれども、その何のための合併かということですよ。経費の節減だと、そうすると自立町村であれば、3 役はもちろん職員の給料、こないだ今チョット話し約しますけれども、合併を目途としてきた平鹿の大雄村ですか、合併が出来ない為に特別職の手当ての削減、後、職員の給料も一年間カットしなければならないと、そういう厳しい状況の中で向かっている中で、合併町村は、まず当然。特別職のスリム化しなければならないけれども、職員のこともちろんやっぱりそういう実情を踏まえた形の中で上げるということではなくて、ある程度抑制していくという観点の中でやっぱりものを考えていかなければならないじゃないかなと思いますけれども、その辺がどうも、報道見る限りにおいては、そうじゃないということはず、中味が分からないですけれども、その辺をやっぱりどういうふうに考えておられるのか、もし、差支えなかったらチョット教えて頂けたらと思います。

岸部会長： 差支えないわけでございますけれど、あれですね。これは、一番最初 4 町の職員給与を見た場合にラスパイレズ指数がまず鷹巣町が一番低いと、それから他と比較してみた場合にも低いですね。そういうふうなことがありまして、それを特に低い部分について調整をすると、それから同じ職階、例えば係長だれ、或は課長補佐とか、その辺のところにおいても違いがあるところがありまして、それから、勤務年数をみた場合でもその同じ勤務年数でありながら昇給の度合いが違っておりまして、そういうふうなのがありました。それで特に鷹巣町の場合は、昇給が非常に遅れておりまして、従ってラスパイレズ指数も低いと、そして今職員の異動して見たらば上にたつ人が、下の方、部下よりも勤務年数が下のほうが短いですね、給料は高いといったようなこういう、デコボコが実際に出てきたわけです。それで特に鷹巣町の場合には、そこのデコボコなるような部分を上に上げるというようなことをしました。という事は明らかに低いもんですから、ただ、鷹巣町の場合の問題

は抜擢人事などところがあるんです。という事は、他の3町ではみられないですけども、勤務しますとそのまま号級が上がっていくというシステムになっておりますが、鷹巣町の場合は評価をして上げれる方は上がっている方がいるんです。抜擢されて上がっている方がおる。そういう方、例えば新聞でも問題になったところがある係長の部分でございますけれども、係長の形で抜擢されて上がっていると、それで今回は係長の部分が副主幹或は主幹のところへ今度新しい職階制になるとなるわけです。そこに同じようにして今まで抜擢された人も、それから順当に年を経て上がってきた人も同時に係長は主幹或は副主幹にスライドすると、いうふうなことになりましたならば、係長部分で既に抜擢されて課長よりも上に上がっている方が、さらに上に上がったような形になったと、副主幹のところにいる、係長は全部移すということで、これは鷹巣町に見た場合、もし、そうしないでああなたは前に抜擢された係長だから、押さえておくよ、という風なことができなかったわけですね。そのままスライドされたのが目立ったというふうなところが、まず本当なのです。

この問題につきましては、各労組の、特に3町の労組の方から申し入れがあって、話し合いを、まず、事情を聞くと、具体的に。そういう風な状態になっております。

皆さんたちからもこうした方がいいという意見があれば言って下さい。いずれこれは、将来に向かっては、何年間の間に調整して一本化しなくてはならないものだと思います。これを、今すぐ一本化するというふうなことになるならば、いや、私は本当にそうしたいと思うのですけれども、大分この下がる方、もちろん上げる方もおるのですけれども、そういうふうなことが非常に出で参ります。これは、言ってもいいかどうか分かりませんが、同じように議員の報酬も4町違いますね。これも調整も絡んでくると思いますけれども、とりあえず職員のところを表面化してしまっただというふうなことがございます。何とか残された期間で調整したいと思っておりますが。何か事務方の方で私が言ったのと、あれがありましたら言って下さい。よろしゅうございますか。努力いたします。はい、檜森委員。

鷹巣町檜森委員： 今の議長の方から給与について話がありましたが、秋田県の商工会連合会も人事が連合会に全て一元化されることになっている。そうしたら給与が高い人と安い人と出てきたんです。それを調整するのに、私どもは県の補助金をたくさんもらっている関係があって一気にはやれないということになったんです。

それで、高い人は、うんと高い人は5年分ぐらい高いと、それから低い人は6年分ぐらい低いというんです。それで、鷹巣町商工会も低い人が出たのです。そういうこと一元化になるので給料は上げなければならないが、2号級以上を上げてはならないということでこれまできているわけです。そういうことがありますので、この点は過去のことなので時間をかけて一つこう、一気呵成にいけば一番いいかもしれ

ませんが、時間をかけて 3、4 年の間に今日は調整をするということが私妥当ではないかと思えます。連合会も 5 年かけて調整しているということになっています。

岸部会長： ありがとうございます。大変参考になりました。ありがとうございます。何か今の問題、非常にじつは大きな問題だと思えます。給料でございますので、その辺のところ何か、もし今の問題につきましては、まだ、ご意見がありましたら。まだチョット時間もありますので、はい、どうぞ。小林委員

阿仁町小林委員： 私も一時期、給料額を構成したり、ある時点では 3 役という立場でそういうふうな給与を検討する場に立った場合に感じたのは、できるならば差をつけられると大変なんですね。だから、受ける側も出す方も一つの基準、明確に皆が納得するものがなければ、やっぱりだめであったんです。

うちの方の場合は、一時、会長さん、ラスパイレスが低いと言っていましたけれども 4 町給与 90 以上なっているんですよ。たしかうちの方は 94 で、鷹巣 92 ぐらい。今秋田県では 82, 3。84、5 というたくさんの町村があるんですよ。そういう点は北秋田は平均的な話しは高いとみています。うちの阿仁町も一時期 84 という時代があって、一気呵成で 3 年ぐらいの間に 6 級ぐらい上げて、ようやく他の町村と肩を並べましたけれど、その時点でも上げられない人とあまり上がらなかった人という矛盾が生じていますので、私は給料というものはお互いに納得していく一つの基準がなければだめだし、どこの首長もそんなに金額を上げられるというのは大変です。今この時期にやっぱり職員の給料を上げるというのはふさわしくないと思っています。というのは、合併の基本的なねらいというのは、やっぱり地方分権の許された他に側面としてやっぱり国の破綻寸前の財政を何とかしなければいけないということだか、大きな問題としてある訳ですよ。そのさいたるものが我々特別職が否応なしに削減されますけれど、一般職はそういう形で身分保障されていますので、このままにしていくと、この前第 4 回目の法定協の中では、一般職の身分の取扱いについての議論の中で、各町村、どなたも人件費が高いし、将来は削減していくんだと、退職勧奨もやらなければならないということですね。そのところどんどん出されましたね。従って、今最大のこれから当面我々がいかに直視していかなければならない課題としては、いかにしてこのままでいけば財政が脆弱な自治体で加速していきますね。このままでいってしまえば。職員の人件費をいかに削減するか、それ以外に建設事業をぬかせるか、例えば第 4 回目の法定協の時に 378 人が 4 万 2 千人の市民の適正職員規模だと事務局答えましたね。あの時点で 540 人の職員がおったんです。162 人が多かった、職員が。それで単純に平均給与 33 万円掛けていきますと、1 ヶ月で 5 千万ぐらい。年間 6 億 3 千万ぐら

い。恐縮ですけど、162名、余分な職員に対して給与を払っている。それで財政の硬直化、そうしたものが人件費の削減にならないということ。平成17年度の国の予算をみましても82兆の中で41.8%の34兆がまだ借金。恐らく17年度で地方と国を合わせますと700兆を超える借金、先進国では最大の債務国ですね。テレビの衆議院の予算委員会を見ましても国家財政が持続できるかということが懸念されているんですよ。それはやっぱり末端の自治体が襟を正していかなければ、これ私はジリ貧状態ということですね。当面ここ2、3年は市長の最大の取組むべき課題と思っていますので、その辺のところではもう少し慎重に扱ってほしいと思っています。

岸部会長： はい、分かりました。はい、どうぞ。春日委員

森吉町春日委員： 檜森さんが言うように、5、6年かけて上げればこれ問題がなかったわけですね。それが抜擢したのがさらに今回上げたから恐らく騒いでいると思います。私じつは今朝の新聞見てびっくりしました。やはり今北秋田市がスタートする時にですよ、スタートラインから職員に差があるというのは、これは非常に好ましくないことですし、職員を何で評価するかといえば鷹巣のように給料です。これは皆さんよくお分かりになったと思います。労働組合がやみくもに旗を振り回しているんじゃないと思うんです。やはりおかしいからやっているのだと思いますので、是非これは是正すべきものだと思はいます。

岸部会長： ありがとうございます。いろいろご意見いただきましたが、鷹巣町の今回はですね、他町から比べて低い訳ですよ。低いし、しかも自分の部下となるような、今発表されて見ましても、その人より号俸が低いという状態があるわけです。その辺のところは特に目立つもんですから、そこをまず是正するというわけです。ただ、是正するに当たって係長が主幹、副主幹のところのスライドするというふうなのは、係長で既に抜擢されている方がいるわけです。5年くらいでしょうか。そのくらい抜擢されている方がおります。その方も係長の一人ですからそのままスライドしたわけですね。そうすると他町からみると係長になるのも早かったし、今度またそれをそちらの方にしわよせするのとか、いうふうなのが目立った原因でございますけれども、ただ、給与とかなんかみた場合にはそこでやってもまだ低いですよ。例えば、5年くらい、ここの場合は鷹巣の場合は、殆ど学卒とかなんか、そういうふうな途中採用とか殆どないんです。ですから、そのまま採用された時に、例えば年度当初とか。そういうところに臨時にきてもそこで採用というようなことがありますけれども、他町の場合は年度途中でも採用になっているとか、本採用に

なっているとか、というようなことがありますて、そういうこともあって差があるんですね。ですから、鷹巣の場合は係長になっても、むしろ課長の場合も給料が高くと、5年も差があっても高くなっているといったような例が実際にあったわけです。

その辺のところ私が町長になってからも鷹巣の給与は低いというふうなことを、たえず団体交渉の時に言われておりました。そのところ一番の理由としてはまず鷹巣は4町でラスパイレス指数が一番低いと、いうふうなことで92、高いところは94というようなところの差があるというふうなことを言われておりました、これが今回一緒になることによって表面に出てきたと、いうふうなかたちでそれを是正することにしたわけです。まあ、3ヶ月間で7百万ぐらいでございますけれども、是正することしたならば今度は前に抜擢された人がいるわけですね、その人も一緒に横並びに又スライドになったと、そこが非常に目立つと。約6人の方が目立つというふうなかたちになってしまった訳です。

本当にこういうようなことで、なんか駆け込みで上げたみたいにとられていることもあるようでございましたけれども、そういうことではないんですね。駆け込みというように、けっして同じ勤務年限で上にいったとか高くなったということはありません。

時期が適切でなかったかもしれませんですね。だけれども鷹巣の人に給料が安いんだと、だけれどもそのまま我慢してと言われないですね。難しいところです。

はい、山田委員

阿仁町山田(賢)委員： 新聞にいろいろと話題も提供していただいているわけだが、一旦内示してですよ、執行者の側がそれなりの考えがあって執行したものが、労働組合の方からこれはおかしいんじゃないかと、又、各4つの町村の中でまちまちないき方をしたということになれば、これはやはり4人の町長さん方が発表する前に、もう少し中味を調整してやっていただければ、こういう、私はけっして上げた事を下げたらいよいよと言わないけれども、実際はそういうような感じを受けるわけです。駆け込みして今合併の、しかも、それが今日の最終日にこういう問題が出るということは、もう少し発表する前に、内示を与える前に、4町が調整してこういうようにしていきましょうと、いうようなかたちとっていただければ、私はやっぱり4人の町長さん、これは不手際だと思います、このことは。どういう経緯でそうなったかは、そういうことは分かりませんが、もう少しこういう点は慎重にやっていただければ、今のようないろいろな意見が出ないんじゃないかなあ、とこれは執行権の範囲以内のことでやられたと思いますので、それやったことに対してあーだ、こうだというのは我々とすれば、ただ、そう思うぐらいの意見より述べられないわ

けで、私はそれまでは、上げたことはふていもんだとか、やるべきでないとか、そう言うふうな意見は申し上げている訳でなく、発表する前にもう少し調整をピチットして、4町が足並みを揃えたかたちでやっていただければよかったなあと、こういうふうに思います。

岸部会長： はい、反省しています。これは、実は専門部会で、幹事会でずっと時間かけてもんで、こういう具合に一応なったわけでございます。

ですから、一応私の段階では了解を得たという具合に思っておったんですが、発表した段階でいろいろとこの表面でできたというふうなことでございまして、本当に…。それは発令するのは町長でございます。そのとおりでございますが、4町長間で担当の専門部会の中でそれは調整してきたつもりでございます。はい、山田委員。

阿仁町山田(賢)委員： もう一つ。まだ、21日までは土、日入れればまだ日にちありますんで、やはり新市に移行する前に、そういうような今話しされた不合理なものがあるとすれば、4人の町長さん方、幹事会とかそういうものに任せないで、あなた方が発令するんだから、その点、ピチットとやはり意見調整して、しっくりした気持ちで新市に移行できるように、私は頑張っていたきたいなあ、ということ強く要望しておきます。

岸部会長： はい、頑張ります。他にございませんでしょうか。はい、簾内委員。

鷹巣町簾内委員： 私は今の昇給のことについては、もうそろそろ打ち切るべきではないかと、あまり4町間のことを詳しく話し合いすると、調整は出来なくなる。今、阿仁部とか鷹巣とか違くと、ラスパイレス指数、鷹巣が低いとかいろいろあります。これ3年ぐらいで調整していくというのが、ちょうど良いとこで、それでは効率的に阿仁の人口がどれぐらいで、職員がどのぐらいになる。それに対する評価はどうだと、いうことまでなるとことん話しして、全部評価して平均化していくとなると大変な問題なので、ある程度の調整が必要だと、だからココらへんで話しを打ち切りにして終わればいいのかと思います。

岸部会長： ありがとうございます。いろんなご意見を。はい、山田委員。

阿仁町山田(博)委員： いや、簾内さん、何のための協議会なのか。これは別にどうのこののではなくて、一応お互いが疑問に思うことおっしゃって何にもならんとすれば、

それはここで我々何の権限もないんだけど、疑問点がなんなのかということ、ある程度理解することが必要だ訳ですよ。やっぱり何のための合併かということ、まず、先ほど冒頭申し上げたように考えていただく。これも簾内さんがおっしゃられるように、そうすれば一番いいことはキチットとした能力評価やってもらえば、それでやっておれば何の問題がないわけですよ。だけど、それはやっぱり誰がそうするかということは大変難しいことだし、ただ、年功がいつているから高い給料をはらうことだと、やっぱり考えてもらわなければならんわけですよ。やっぱりそれなりに、これから3年ぐらいの間に能力のあるものと全然能力がないものが、ただ年功ばかりいつているからといって、給与が払っていたんじゃ、こっちでも破綻してしまう訳だから。そういう厳しさをやっぱり管理職は当然もってその昇給とに臨んでいただきたいということだけは僕らとしては、強くお願いしておきたいと、こういうことなんです。

鷹巣町簾内委員： だから3年ぐらいで調整しましょうと、こう提案しているんです。

岸部会長： まずこれは、いろんな、特に給料に関することですので、なかなか大変だと思います。今合併したのを期に一本化した給料表を作るのは何にも難しくないですけども、それにあてはめると影響のある方、もちろん上がる方もいますけれども、下がる方もかなりおると、いう風な状況になりそうですので、やはり時間をかけてやるしかないのではないかなと、次の昇給の時あたりに、給与改定あたりにでも時間をかけて調整していくしかないのではないかなと、こう思っております。まず、努力いたします。まだ労働組合の方とも話し合いをしておりますので、その辺のところを、話しを聞きながら鷹巣の方も聞きながら調整したいと思いますから、よろしく願いたします。

他にございませんか。

(なし、の声)

岸部会長： はい、ありがとうございました。それでは事務局の方でなにかありましたら。

事務局： ありません。できれば最後の合併協議会でございますので、各町長様から一言づつあいさつなり、お言葉を賜りたいと思いますけれども、どうでしょうか。

岸部会長： はい、それでは私からですか。それじゃ、私からだそうでございますから私から。

本当に合併協が6月、一昨年6月23日から発足いたしました。12回という

かたちで、この日はきしくも私の誕生日でございまして、これは必ず成功するなという良い日だと、いう具合に思っておりましたけれども、それから任意協議会9月まで、それから法定協になりまして、8ヵ月で大体まとめ上げて、県の方に届けてきました。

本当にこの間、皆さんたちからはいろんなご意見を賜りましたし、又、職員の皆さんたちは普通の職務をこなしながら分科会、それから専門部会、幹事会というふうなこと。町長会議の方も26回開いてきましたが、そういった中で何とか今新市が誕生できるまでこぎつける事が出来ました。これからまた、いろんな問題が出ることも実際生まれてくる苦しみもあると思いますが、今までやっと妊娠期間がすぎたようなこととございまして、これからまた協力してこの市を育てて頂きたいと、このように思います。

本当にありがとうございました。

浜田阿仁町長： よその方のこの合併協議会は、新聞、マスコミ等しか分からない訳でございまして、鷹巣阿仁部の4町の合併にいたるところの経過といったものは、地域住民のアンケート等によって意見を十分にそれぞれの町が把握いたしまして、それを合わせて任意合併協議会というのが発足に至った訳でございまして。任意から法定に移ってきた訳でございまして、協議会の方々の発言なさっている内容が、私しはマスコミしか分からないんですが、非常に本質的なこの地域の将来像といったもの、キチット頭にいったところの議論が非常に多かったな、こういう点がよそよりも違ったこの合併協の中身でなかったかなと、こう考えておる次第でございまして。

いよいよ3月22日、新しい市になるわけとございまして、私は、合併が北秋田市の自立の最初というのが3月22日と、そういう日になってくるのでなかるうかなと、こう考えておるわけとございまして、合併即自立と、こういう線で今後、地域住民が汗を流して頑張っていきたい、こう考えておるところとございまして。

大変どうもありがとうございました。

佐藤合川町長： まずもって委員の皆さんの今までのご努力に対して、心から感謝を申し上げたいと思います。

この協議会、17回で終わったわけですけども、今岸部町長さんから言われたように、町長会議26回、大変、比較的スムーズにいったと、こういうふうにも思っております。

県内数多くある合併協議の中で、お互いに信頼感を持ちながらやってきたと、こういうこととありまして、その為に変速スピード、超スピードでやられたと、こういうこととありますけれども、今そういう中で先ほども話もあつたように、たくさ

んの多くの課題も残っております。これからも一生懸命やらなければだめだわけですけれども、幹事会の皆さん、そして又合併協の皆さん、それから関係された職員の方々、今まだ、大変精力的に頑張っておられます。こういうことについてもあらためて御礼を申し上げたいし、これから大事なことは今合併協で行われたことに対して、新しい市づくりが市民にとって希望の持てるようなこの市づくりに皆で力を合わせながらやっていかなければと、こういうふうに強く思っているところでありまして、そういう中で先ほど報告が合ったように、大変重い職ですけれども新しい市長ができるまで、短い期間でありますけれども、その一翼を担うと、こういうことをおおせつかりました。大変私にとっては重荷でありますけれども、とりあえず、みんなの力を借りて一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げまして、ひとこと、挨拶にかえさせ頂きたいと思います。

近藤森吉町長： 昨年の11月18日前は、私は一般席に座らせていただいて、この協議会を勉強させていただいた一人でございます。

昨年の11月18日契機といたしまして皆さまと共にこの会の一員として入らせていただきましたことに、非常に幸せを感じまして感激しております次第でございます。4ヶ月チョットの任期でありまして非常に短い間ではありましたが、このとおり3月22日に大きな夢と希望を持って北秋田市を迎えられること、非常に喜びを感じております次第でございます。

特に、発言、言葉として私くしは、大野台に、正確に言うと秋田北空港南側の3町の交わる地点に市役所ができ、病院ができるという、そして又、可能性として警察本部、消防本部がつけられる可能性があるということ、そのご決断をされた鷹巣町長さんをはじめ、鷹巣の委員の先生には最大の敬意を表することです。

そして、私はその大野台に新しい都市づくりができることの幸せ、そしてそれを目指して皆様と共に一致団結して頑張りたいと考えておるところでございます。

そして又、委員の皆さまも当然でございますが、この事務局の素晴らしい能力、このぐらいの多いものをまとめられた事務局の職員に対して心から感謝を申し上げたいと思います。

そして、県から派遣なった佐藤満さん、非常に大変だったと思いますが、優秀な能力の元で事務局まとめられたことに対しまして、心から感謝を申し上げまして、お礼の言葉といたしますし、私は、21日で終る訳ですが、皆さまのますますのご健勝、北秋田市の発展を心からお祈り申し上げまして、ご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

事務局： それでは、これもちまして第17回の合併協議会を終りたいと思います。

どうも長い間、ありがとうございました。

(午後4時21分終了)

上記のとおり、第17回 鷹巣阿仁地域合併協議会の議事経過及び結果を明確にするため、この議事録を作成し、議事録署名委員2名捺印する。

平成17年3月11日

議事録証明委員

議事録署名委員